

9. 保険料の払込みに関する事項（払込方法、払込期間）について <p>契約概要 注意喚起情報</p>
<p>保険料は、更新契約等特別な事情がある場合を除き、ご契約と同時にまたは保険期間が開始するまでに契約タイプごとに定められた保険料を一括してお支払いいただきます。</p>
10. 満期返れい金・契約者配当金に関する事項について <p>契約概要</p>
<p>この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。</p>

II. 契約締結時におけるご注意事項
1. クーリング・オフ（契約申込みの撤回等）について <p>注意喚起情報</p>
<p>この保険はクーリング・オフ適用対象外契約であり、クーリング・オフはできませんのでご注意ください。</p>
2. 告知義務等（保険申込書の記載上の注意事項）について <p>注意喚起情報</p>
<p>① (1) ご契約者または被保険者となる方は、弊社が告知を求める項目（告知事項）、「被保険者の氏名または名称・生年月日（個人事業主のみ）」、「保険の対象所在地」、「用法」、「業種（職種）」、「他保険契約等の有無およびご契約の内容（保険会社名、保険種類、満期日、保険金額）」について、ご契約時に事実を正確にお申出いただく義務（告知義務）があります。ご契約者または被保険者となる方の故意または重大な過失によって、告知事項について、事実をお申出いただかなかった場合や事実と異なることをお申出された場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。</p> <p>(2) 同一の被保険者は、弊社が特に認めた場合を除き、保険期間を重複して弊社の保険契約の被保険者になること（重複加入）はできません。重複加入契約は引受限度額を超過した場合、その超過保険金額部分は無効となる場合があります。</p>

3. 補償重複について <p>注意喚起情報</p>
<p>この保険と同様の損害を補償する他の保険契約等（共済契約、異なる保険種類の特約を含みます。）がある場合、補償重複となります。この場合、保険金は二重に支払われず保険料が無駄になることがありますので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。</p>

III. 契約締結後におけるご注意事項
1. 通知義務等について <p>注意喚起情報</p>
<p>① ご契約者または被保険者は、ご契約締結の後、物件の用途を変更、保険の対象を他の場所に移転、保険契約者の住所または通知先の変更、保険の対象の譲渡やその他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、遅滞なくその旨を通知いただく義務（通知義務）があります。その事実の発生によって引受範囲を超えることとなった場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。</p>

2. 保険契約の失効について <p>注意喚起情報</p>
<p>ご契約締結の後、保険の対象の全部が滅失した場合、譲渡された場合または物件の用途が変更された場合は、この保険契約は失効となります。ご契約の保険期間のうち、未経験の期間に対して所定の保険料を返還いたします。</p> <p>なお、保険事故により設備・備品等保険金の支払額が保険金額の80%に相当する額を超えた場合には、保険契約は終了し、既にお支払いいただいた保険料は返還できません。</p>

3. 解約と解約返れい金について <p>契約概要</p>
<p>ご契約を解約される場合には、代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経験であった期間に対し、所定の解約返れい金をお支払いできる場合があります。詳しくは代理店または弊社までお問合わせください。</p>

4. 更新の際の保険契約について <p>注意喚起情報</p>
<p>(1) 更新に際しては、更新前の保険契約の満了時の3か月前までに更新契約引受けの場合の保険料その他保険金額等の引受内容を記載した書面をご契約者あてに送付します。</p>
<p>① また、この場合において、予定していた収支状況が悪化すると想定される事態が発生した場合には、更新後の保険料の増額、保険金額の減額を行うことがあります。</p> <p>(2) 更新前保険契約の保険期間の末日の1か月前までに、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、書面どおりの内容で更新いたします。ただし、更新前保険契約の保険期間の末日（払込期限）までに、更新契約保険料のお支払いがない場合は、保険契約の更新を行わないものとなりますのでご注意ください。また、払込期限後1か月間に限り、更新契約保険料の払込みをもって更新契約として取扱います。なお、書面の内容を変更してご契約される場合は、保険契約の更新は行わず、新たな保険契約を改めてご契約いただきます。</p>
<p>① (3) 弊社は、本保険の引受けが不採算となり、弊社の経営に影響を及ぼすと認められた場合には、更新契約の引受けを行わないことがあります。この場合にも、3か月前までにその旨を記載した書面をご契約者あてに送付します。</p>

5. 事故が発生した場合について <p>注意喚起情報</p>
<p>(1) 万一、事故にあわれたら、遅滞なく弊社「事故受付センター（フリーダイヤル）0120-0810-75（受付時間：365日・24時間）」にご連絡いただき、その後の処理についてご相談ください。また、被害者との間で賠償額を決定（示談）される場合には、必ず事前にご相談ください。正当な理由がなくご連絡のない場合やご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができなくなることがありますのでご注意ください。</p> <p>(2) 保険金の請求書類について 保険金のご請求にあたっては、所定の保険金請求書に加えて、弊社が求める書類をご提出いただきます。</p> <p>① 本人確認、権利関係が確認できる書類（印鑑証明書、戸籍謄本、住民票、賃貸借契約書等）</p> <p>② 事故・盗難の発生を確認できる書類（罹災証明書、所轄警察署の証明書類等）</p> <p>③ 損害を確認するために必要な書類（修理見積書、損害明細書、領収書、写真等）</p> <p>④ 他の保険契約等の内容および内容を証する書類（他の保険契約等の申込書・証券の写し等）</p> <p>⑤ 賠償事故に関する書類（示談書、念書、損害賠償金を算出するために必要な書類等）等</p>
<p>(3) 保険金のお支払時期について 弊社は「(2) 保険金の請求書類について」に掲げる書類をご提出いただいた日から、その日も含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は別に定める期日までにお支払いします。詳しくは弊社までお問合わせください。</p> <p>なお、保険金支払期限を超えて保険金をお支払いする場合は、法定の利率で計算した額を加えて、保険金をお支払いします。</p>

- (4) 他の補償内容が同様の保険契約等(火災保険以外の保険契約にセットされている特約を含みます。)がある場合の保険金の支払額(重複契約の取扱い)
他の補償内容が同様の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。(いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

6. 保険契約証等について <p>注意喚起情報</p>
<p>保険契約証等は、希望される場合を除き発行を省略します。ご契約の内容は、弊社ホームページ上の「お客さま専用ページ」でご確認いただけます。</p>

IV. その他ご留意いただきたいこと
1. 取扱代理店の権限 <p>注意喚起情報</p>
<p>取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。</p>
2. ホームサポートサービスについて <p>注意喚起情報</p>
<p>この契約には、トイレの詰まりなどの水まわりサービスと、外出時にカギを紛失した場合などのカギあけサービスがセットされています。ご用命の際は「(フリーダイヤル) 0120-0810-43（受付時間：365日・24時間）」までご連絡をお願いします。このサービスは30分程度の応急処置に要する作業や出張料は無料となります。</p> <p>※部品代、特殊作業代等はお客さまのご負担となります。</p> <p>※一部地域（山間部、離島など）ではご利用できない場合があります。</p> <p>※このサービスは弊社の業務提携先である株式会社安心ダイヤルが提供するものであり、同社の提携アシスタンス会社が作業を実施いたします。</p>

3. 法令等で注意喚起することとされている事項について <p>注意喚起情報</p>
<p>① (1) この保険では、「損害保険契約者保護機構」「生命保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置がありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。</p> <p>(2) 弊社（少額短期保険業者）が引受けることのできる各種要件（制限）については下記のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">お引受けできる保険期間は2年までとなります。 お引受けできる保険金額は1被保険者について1,000万円までとなります。 1保険契約者について引受けするすべての保険の上限総保険金額は上記②の保険金額に100を乗じた金額までとなります。 <p>(3) 特定保険業者である「宅建ファミリー共済会」から保険契約の移転を受けた弊社（少額短期保険業者）は、法施行日（2006年4月1日）から17年を経過する日（2023年3月31日）までの経過措置適用期間内は、上記(2)の②に記載の「お引受けできる保険金額は1被保険者について1,000万円までとなります。」を下記のとおり読替えて適用できる経過措置があります。</p> <ol style="list-style-type: none">2013年3月31日において保険契約者であった方を保険契約者とする同一被保険者の更新保険契約は「お引受けできる保険金額は1被保険者について5,000万円までとなります。ただし、更新前保険契約の保険金額を限度とします。」とします。 上記①以外で2018年3月31日において保険契約者であった方を保険契約者とする同一被保険者の更新保険契約は「お引受けできる保険金額は1被保険者について3,000万円までとなります。ただし、更新前保険契約の保険金額を限度とします。」とします。 上記①および②以外の保険契約は「お引受けできる保険金額は1被保険者について2,000万円までとなります。」とします。 <p>この場合、お引受けする保険金額のうち1,000万円を超過する保険金額については、ジェイアイ傷害火災保険株式会社およびトーア再保険株式会社等の格付け等信用度の高い保険会社を再保険引受会社とし、再保険を付すこととします。</p> <p>なお、上記の内容は2023年3月31日までにお引受けする保険契約に関する経過措置です。次回更新時に、経過措置の適用期間外となる契約については経過措置の適用を受けられなくなり、次回更新時の保険金額の引受見直しの条件変更がある場合があります。</p>

4. 苦情・ご相談窓口について <p>注意喚起情報</p>	
<p>保険の内容に関する苦情・個人情報の取扱いに関するお問合わせ・ご相談窓口</p>	<p>株式会社 宅建ファミリー共済 電話（フリーダイヤル）：0120-0810-62 受付時間：平日9：00～17：00（祝日・年末年始休業期間を除く）</p>
<p>事故受付サービス</p>	<p>株式会社 宅建ファミリー共済事故受付センター 電話（フリーダイヤル）：0120-0810-75 受付時間：365日・24時間</p>

<p>弊社はお客様からお申出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。</p>	<p>〈弊社加盟協会〉 一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 電話（フリーダイヤル）：0120-82-1144 F A X：03-3297-0755 受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00 受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）</p>
---	---

個人情報の取扱い
<p>弊社は、本契約に関する個人情報を保険契約引受けの判断、本保険契約の管理・履行、付帯サービスの提供等を行うために利用する他、下記(1)から(5)の利用・提供を行うことがあります。</p> <ol style="list-style-type: none">個人情報の保護に関する法律、その他法令等により外部への提供が必要と判断される場合 弊社の業務遂行上必要な範囲で、少額短期保険代理店等の業務委託先に提供する場合 保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲で、保険事故の関係者（事故当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合 再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等（国内・海外）に必要な情報を提供する場合 一般社団法人日本少額短期保険協会加盟の他の少額短期保険会社とともに保険金等の支払いまたは保険契約の解除、取消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会する場合（支払時情報交換制度） <p>※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（http://www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。</p> <p>弊社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては、弊社ホームページ（https://www.takken-fk.co.jp）をご覧ください。</p>